

第二百八回国会
衆議院
法務委員会
議録
第三号

令和四年三月二日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 鈴木 馨祐君

理事 井出 庸生君

理事 葉梨 康弘君

理事 鎌田さゆり君

理事 守島 正君

五十嵐 清君

尾崎 正直君

国定 勇人君

高見 康裕君

中谷 真一君

西田 昭二君

八木 哲也君

山田 賢司君

鈴木 庸介君

山田 勝彦君

阿部 弘樹君

福重 隆浩君

本村 伸子君

熊田 裕通君

山田 美樹君

大口 善徳君

石橋林太郎君

奥野 信亮君

田所 嘉徳君

谷川 とむ君

中野 英幸君

野中 厚君

保岡 宏武君

伊藤 俊輔君

太 栄志君

米山 隆一君

角田 秀穂君

鈴木 義弘君

古川 慎久君

津島 淳君

加田 裕之君

下田 隆文君

竹内 努君

金子 修君

川原 隆司君

佐々木聖子君

政府参考人

(法務省民事局長)

政府参考人

(法務省刑事局長)

政府参考人

(出入国在留管理庁長官)

政府参考人
(出入国在留管理庁次長) 西山 卓爾君

政府参考人
(出入国在留管理庁出入国丸山 秀治君

管理部長)

政府参考人

(外務省大臣官房審議官) 安東 義雄君

政府参考人

(外務省大臣官房参事官) 股野 元貞君

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官) 大坪 寛子君

法務委員会専門員 藤井 宏治君

委員の異動

三月二日

辞任

東 国幹君

藤岡 隆雄君

日下 正喜君

同日

辞任

保岡 宏武君

太 栄志君

角田 秀穂君

補欠選任

保岡 宏武君

太 栄志君

角田 秀穂君

補欠選任

東 国幹君

藤岡 隆雄君

日下 正喜君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

閣提出第一二二号)

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 私も、名古屋入管におけるウイシユマさんの死亡事件について取り上げたいと思います。

まずもって、もうすぐ三月六日です。若くして理不尽な形で命を失ったウイシユマ・サンダマリさんに対し、改めて心より哀悼の意を表したいと思ひます。

その上で、質問させていただきます。

今日お配りしている資料、一ページ目を御覧になつて下さい。これは最終報告書からの抜粋でして、この網かけしている真ん中辺りの部分、午後一時三十分頃から午後一時四十分頃までの間、看護師がA氏の居室を訪れ、A氏というのはウイシユマさんのことですが、A氏の居室を訪れ、A氏は看護師と、精神科受診の際に医師に話すべき内容を確認したというふうに書かれております。

この部分、私の方が、当日急遽、追加で開示してくれということをお願いして、ビデオ映像を見ました。この記述だけ見ますと、大体五分ぐらい中身のある会話をしたように記載されております。あたかもウイシユマさんが正常な会話能力を有していたように思えるわけです。

ただ、この時点というのは亡くなる二日前のこととして、前後の映像を見ますと、ウイシユマさんは終始ぐったりしていますので、本当にここで五分ほどの意味のある会話をしたんだろうかということが疑問だったわけです。

そこで、ビデオ映像を見て、実際にその中で行われていたやり取りを書き起こしたものが、これが入室した後の、亡くなられた方の居室に入室した後、亡くなられた方に対して、その後です、看護師が言った言葉、メンタルの先生に困っていることをちゃんとお話しするようにということを言ったのに対して、ウイシユマさんはあ

りがとうございますと述べていますということなんです。要するに、一言、二言、挨拶程度の一瞬のやり取りだったんですね。

なぜ、こんな実態とかけ離れた、誤解を招く表現をしたのか、調査報告書を書いた入管庁の方から説明をお願いします。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

ウイシユマさんは、今御指摘のありました三月四日以前の、三月三日の看護師との面談におきまして、翌日の精神科での診察の際に医師に話す内容を確認した際、頭の中で電気工事をしていてみたいに願がしいであるとか、耳の奥で波の音がして聞こえづらい、目がぼんやりしている、食事が少ししか食べられない、もう死んでもよいと思うときがあるといったことを話したい旨述べており、この点は報告書の四十五ページでございますが、このような三月三日のやり取りを踏まえ、精神科医師に対して話すべき内容を念押しして確認したという趣旨で、調査報告書四十六ページにおきましては、「看護師が、A氏と面談し、精神科受診の際に医師に話すべき内容を確認した」と記載したところでございます。

○階委員 要は、一ページ目のこの記述だけでは、医師に話すべき内容を確認したということは読み取れない。前日のやり取りがあつて初めてこの意味を持つということなわけですね。

だとすれば、私は、この前日の部分はビデオ開示してもらえなかったんですけれども、ここを見ないと、本当にこういうやり取りだったのかどうか確認できないんです。

入管庁長官、この今部長がおっしゃった部分、前日三月三日にいろいろな会話をしたようなんですが、この部分について、我々法務委員に見せてもらえないんですか。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

これまでのビデオ開示に関わります経緯といたしまして、国会のお求めに応じて私も準備をしたものでございますので、同様のことだと思ひます。

○階委員 それでは、委員長によりしくお取り計らいをお願いします。

○鈴木委員長 ただいまの件につきましては、理事会にて協議いたします。

○階委員 もう一点、最終報告書とビデオ映像のそこについて指摘したいと思ひます。

資料三ページ目を御覧になってください。

これは、二月二十四日、亡くなる十日ほど前のことです。上の方に、網かけを付しておりますが、括弧の中に、日中以外では、午前四時台にも体調不良を訴えたと、何かさほど重要な場面でもないかのような括弧書きがあるわけです。

ところが、昨日、本村委員も指摘したとおり、実際我々が見た約一時間にもわたるビデオ映像は、見るにも聞くにも堪えないものでした。断末魔のような叫び声を上げるウイシユマさんを見て、救急車も呼ばずに放置して、最後は、ベッドの端に毛布を背もたれにして座らせ、私死ぬと言っているウイシユマさんに、あと四時間ぐらいい我慢して信じられないような言葉を言い残して、職員たちはウイシユマさんを置き去りにして出ていったわけです。

昨日の大臣の答弁では、調査報告書には問題点や検討の前提となる事実関係を幅広く記載したということなんです。この場面こそ、まさしく問題点や検討の前提となる事実関係ではないですか。この場面の詳しい記述がない理由を説明してください。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

調査報告書には、問題点や改善点の検討の前提となる事実関係を幅広く記載するように努めておりますけれども、ウイシユマさんや職員の発言、行動等の全てを逐一記載することはしておりません。

御指摘の場面につきましては、看守勤務者が臨場した当初はウイシユマさんが息苦しさや腹痛等の体調不良を訴えておられましたが、血圧等の測定で数値に特段の異常は見当たらず、退出したという場面でございます。

この場面を含めて、調査報告書には、今委員から御指摘ございましたように、「A氏は、これらのほかにも体調不良を訴えて」、括弧書きでございますが、「(日中以外では、午前四時台にも体調不良を訴えた。)」バイタルチェックを希望し、看守勤務者がバイタルチェックを行ったが、各数値に

異常は見当たらなかった」と記載したところでございます。

○階委員 要は、皆さんの方で取捨選択して、これは大事だということを記載したわけですね。

ということは、逆に言うと、私が今申し上げた信じられないような映像の部分というのは、これは別に、皆さんにとってみるとごく当たり前の日常茶飯事のようなことだったということなんですか。

私だけじゃなくて、昨日、与党の議員さんからも、衝撃を受けたとか、なぜこんなに放置したのかといったような疑問の声などもあつたわけですよ。そういう中で、あの場面がこの程度の括弧書きで終わっているというところは、いかにほかにもっとひどい場面であつたか。しかも、そのほとんどは私たちには開示されていないんです。

全体、二週間のビデオのうち、六時間半のビデオでしたけれども、全体に占める割合は二%なんです。それで、その中で私たちがたまたま見た、あの二十四日の午前四時の場面がとてつもなくひどいものだったのに、この程度の記載で終わっているということは、ほかには推して知るべし、もっとひどいことがこの報告書には書かれていまま放置されていた、書かれないでいたということが考えられないでしょうか。

○佐々木政府参考人 御指摘をいただきました。

先ほど部長の方から申し上げましたように、ビデオが残っている二週間分について、二週間分だけではなくてその前からも含めて、逐一、サンダマリさんそれから職員の発言等を詳細に記載する、緻密に記載するという性質の報告書にはしてございません。

御指摘いただきましたように、問題点の解明、そして、これからの入管行政が反省を踏まえて改善をしていく部分、べきことの基になる事実について記載をしたところでございます。

先ほどの場面につきましては、部長も申し上げましたように、声を出していらっしゃることについては私どももちろん把握をしておりますが

れども、その後バイタルチェックをして、それ
問題がなかったということで、その声などを出し
ていらつしやることについて、体調不良を訴えた
という書き方をしたものでございます。

○階委員 いや、とてもじゃないけれども、そん
な、逐一記載するものでないという話で切り捨て
られるような部分じゃなかったですよ。これは私
の主観的な印象じゃなくて、多分、あの映像を見
た人は誰もがそう思うと思います。

このように、この報告書に書かれていることと
いうのは、事実関係を大幅にはしよっていたり、
あるいは大幅に丸めていたり、要は、実態を伝え
切れていないわけですよ。だからこそ、入管の今
までの実態がどうだったのか、これをどうやって
改革していくのか、これをちゃんとやろうという
気になれば、これはおのずと国民にも公開しよう
という話になると思いますよ。

さつき、米山委員の質問に対して、なぜビデオ
を開示しないのか、行政情報公開法の不開示事由
に当たるからとおっしゃっていましたね。五条の
不開示事由のどれに当たるんですか。お答えくだ
さい。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の点につきましては、情報公開法五条一
号、これは個人に関する情報でございます。ま
た、同第四号、公にすることにより、公共の安全
と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報、
及び第六号、国の機関の事務の適正な遂行に支障
を及ぼすおそれがある情報を根拠として、不開示
情報として考えているところでございます。

○階委員 結局、今おっしゃったことは、かねが
ねこの委員会でもビデオを見せられないと言っ
た理由を条文に即して言っているだけなんです
よ。いつも、保安上の理由、そしてもう一つは、
死者の尊厳とか名誉、この二つを言っているん
ですが、それを条文に置き換えると、一号とか、四
号、六号ですね、ここなんです。だから、同じ
ことの繰り返しなんです。

昨日も山田委員おっしゃったとおり、保安上の

問題は、これはばかしを入れたりすることによっ
て全く問題なくできるし、実際、我々はそういう
映像を見せられています。

それからもう一つ、死者の尊厳とか名誉という
ことでいえば、まさに入管が、ウイシユマさんが
亡くなって、その尊厳や名誉を最大限にしている
わけですよ。その皆さんのやったことを棚に上げ
て、死者の尊厳や名誉があるから開示できないと
いうのは、全くどの口で言っているんだ、こうい
う話ですよ。

ですから、不開示事由とおっしゃったことは、
今まで言っていたことの繰り返しです。

長官、これは絶対に見せてください。一般国民
に見せろということではウイシユマさんの遺族も
言っていることです。見せてもらえませんか。お
答えください。

○佐々木政府参考人 先ほどの階議員の御指摘の
中で、入管が適切な対応をしなかったということ
につきましては、この報告書にもありますよう
に、反省点がたくさんあります。

その上で、役所としてはといいますか行政機関
として、私どもが保有する情報についてどのよう
に開示をするのかということにつきましては、基
本的な法制であります個人情報保護の法制度に
のつとめて判断しなければいけないと思っていま
す。その一番の……(発言する者あり)ごめんなさ
い。情報公開に基づいて対応しなければいけない
と思っております。

先ほど部長が申し上げました条文の適用号で
ございますけれども、やはり基本的には、個人情報
報、一です、五の一。ここについては、まさに私
たちはたくさん個人の個人情報を持ってあります。そ
れを開示する、行政情報を開示することによりま
して個人が特定をされてはいけないというのが、
まさに五条の一項に載っている基本だと思ってい
まして、まずはそれを大前提にして考えなけ
ればいけないと考えております。

○階委員 今、職員の情報、個人情報ということ
を意味されるのだとしたら、そこはばかしを入れ

ることもできるし、そもそも、職務上のことであ
れば、これは不開示事由に当たらないと思いま
す。だから、これ、検討してください。やると
言ってください。

○佐々木政府参考人 先ほど申し上げました趣旨
は、職員の個人情報ということではなくて、まさ
にウイシユマさんを含めての保有している情報で
ございます。

○階委員 であれば、なおのことですよ。ウイ
シユマさんの、御本人が亡くなり、今御遺族が自
ら公開を望んでいるわけで、個人情報ということ
は、個人の意思でもって開示するか不開示するか
判断できるわけですから、本人が、あるいは御遺
族がいいと言っている以上、開示すべきでしょ
う。

逆に言うと、それを言うんだつたら、なぜ我々
には開示できたのかということですよ。

これはおかしいでしょう。理由になつていませ
ん。

○佐々木政府参考人 亡くなられた方のプライバ
シーの問題につきましては、その御遺族の方が御
同意なされたということをもちましてその問題が
解消されるというものではないと考えてございま
す。

○階委員 今、重要な答弁だと思いますが、この
点について、政府の統一見解、これを紙で出して
ください。お願いできますか。

○佐々木政府参考人 御指示に従います。(階委
員「では、私の指示に従うということですね」と呼
ぶ)委員会とされての御指示に従います。

○階委員 委員長、この点についてお取り計らい
をお願いします。

○鈴木委員長 ただいまの件につきましては、理
事会で協議いたします。

○階委員 次に、これは昨日、藤岡さんが取り上
げた、米山さんもさっき取り上げていましたね、
尿検査の点についてお尋ねします。

四ページ、資料、御覧になつてください。
上の方に、一月二十八日に甲医師から再検査の

指示があつて、尿検査をした結果、二月十五日に
判明した数値、ケトン体三プラス、飢餓状態を示
す非常に生命に危険のある数値が出ていたと。と
ころが、この検査結果、非常に重要なものにもか
かわらず、下の欄外脚注に、調査チームは、この
尿検査結果について、中間報告後の調査により把
握するに至つた。

中間報告の段階では、この点については全く触
れられていなかった。そして、触れられていな
かったことを前提にして死因の判断がなされたわ
けですよ。

なぜ中間報告の段階でこのような重要な情報が
出てこなかったのか。その理由をお答えくださ
い。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

四月九日に公表いたしました中間報告におきま
しては、まずは、ウイシユマさんが亡くなられる
に至つた経過を速やかに明らかにすべきである
との考えから、その時点までの調査により把握した
事実関係を記載させていただいたところでござい
ます。

御指摘の二月十五日の尿検査結果につきましては、
は、中間報告後の更なる調査の中で、二月十五日
に尿検査が実施された可能性が疑われたことか
ら、名古屋局に対しこの尿検査結果の有無を確認
した結果、当該尿検査に関する資料が調査チーム
へ送付漏れであることを把握するに至つたという
ところでございます。そのため、今回の、当該尿
検査結果につきましては、調査報告書で明らかに
したところでございます。

また、中間報告の時点では、事実関係の記載は
させていただいてございますけれども、たしか、
死因に関してはまだその時点では記載していな
かつたかと思ひます。

○階委員 中間報告に書かれてあることを踏まえ
て、死因については、後日、一枚のペーパーが
我々の方に来ていますよね。それはいいですよ
ね。本題じゃないからいいです、答えなくて。
何を言いたかつたかという、送付漏れがあつ

たと今おっしゃいましたよね。送付漏れ、不自然ですよね。この一ページだけが、たくさんある診療記録の中で、しかも、一番上とか一番下にあるわけじゃないんですよ、真ん中にあるのが一枚だけ抜かれていたんですよ。隠蔽工作があつたんじゃないですか。隠蔽工作はなかったと言えますか。お答えください。

○佐々木政府参考人 委員、大変申し訳ありません。先ほど私、亡くなられた方のプライバシーの問題が解消されると申し上げましたけれども、亡くなられた方の尊厳と名譽でした。申し訳ありません。

その上で、今の御指摘の点でございますけれども、尿検査結果について、その中間報告後の更なる調査の中で、尿検査が実施された可能性が疑われたことから、名古屋局に対しこの有無を確認した結果、送付漏れであるというのを把握するに至った、先ほど申し上げたとおりなんですが、実は私たち、そのときの一報を受けて、まさに、非常に驚きました。こんなものが漏れていたのかというところで、なぜこんなことになっているのかというところを、私はもとより、調査チームのみんなも同じ問題意識を持ちました。

なぜこれが一枚送付漏れになっていたのか、しかも、後からよく検証していきますと、今御指摘のように、非常に大きな問題を惹起した可能性のある数値であつたものが、なぜ一枚漏れていたのか、ほかにもたくさん送付されていたものはあつたにもかかわらずということ、私たち、驚愕といえますか非常に驚いて、このところは何とかしても解明といいますか、分かなければいけないと私たちも思いました。

その上で、そうした問題意識の下で調査を尽くしましたところ、この報告書にも書いてありますように、看護師の方は報告をした、そして、医者の方は……(発言する者あり)

○鈴木委員長 御静粛にお願いします。

○佐々木政府参考人 その時点では本庁としてはそれを入手していなかった、それは間違いありません。

せん。

です、そこについて調査を尽くしたところ、医師はそれについて記憶がない、定かではないということが調査報告の結果でございます。(階委員)それは別の話ですよ。隠蔽工作があつたかどうかが聞いている」と呼ぶそれはなかったというのが報告の結果でございます。

○階委員 ちなみに、部長に聞きますけれども、送付漏れがあつたのは、この一枚以外にもあつたんですか。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

ほかに送付漏れの書類は確認できておりません。

○階委員 そういうことなんです。これしか送付漏れがないっておかしいでしょう。何で一番肝腎なものが送付漏れになっているんですか。

私がこの調査チームに有識者として選ばれたら、ここは徹底的に調べるところですよ。徹底的に調べて、隠蔽工作があつたとしたら、これは大問題ですよ。そうでしょう。これは、公文書隠蔽とか統計の不正とか、いろいろなところで隠蔽がありましたが、それと類する話ですよ、とんでもないですよ。

入管庁、何か今回、簡単な処分でお茶を濁していますけれども、とんでもない話ですよ。隠蔽工作があつたかどうかわからない、長官の責任でしっかり調べるべきじゃないですか。お答えください。

○佐々木政府参考人 先ほど申しましたように、なぜこれが一枚だけ送付漏れたかという疑問は私たちも持ちました。それは先ほど申し上げたとおりです。

その上で、調査を尽くして、隠蔽工作はもとより、そうした不正な意図を持ってこれが送付されなかつたことはいないと判断をいたしております。

○階委員 甘過ぎますね。

これはそもそも、昨日、藤岡さんも指摘しましたけれども、さつき長官も関係ない話をされてしまいましたけれども、看護師さんは、この検査結果を伝えた、甲医師に伝えた。甲医師は記憶にない

と言っているわけですよ。両者の言い分がずれていますよね。この点も、どっちなんだということ。この報告書には書いてない。甲医師は認識していたのか、してなかったのか。自分が頼んだ検査ですよ、尿検査、自分がやり直さと言つてやらせた検査結果を記憶にないってどういうことなんですか。その点も含めて、私は隠蔽工作の疑いが極めて強いと思っています。

どうですか、長官、このやり取り、看護師とこの甲医師のやり取り、どういうふうになつてしまつたか。お答えください。

○佐々木政府参考人 先ほど申しましたように、私たちもこの点について非常に疑念といいますか疑問を持って、調査を尽くしたつもりです。甲医師とそれから看護師の双方について何度もインタビューをして、それで最終的にこの結果になつたということでございます。

一つ、余り説得力を持つ自信はありませんけれども、この一枚が、尿検査の結果があるのではないかと名古屋局に調査チームの方から問合せをしましたところ、あつたということで、即座にそれが送付をされたということからいたしまして、隠蔽の意図はなかつたかと考えて、この調査結果にしたものでございます。

○階委員 後から出したから隠蔽の意図がないとか、何でそういう話になるんですか。当初隠蔽の意図があつたかどうか、そのことで明らかにならないでしょう。そんな、ごまかされなくていいよ。

いいですか。こういう肝腎なことをおさなりにやっていたから、いまだに死因がはっきりしないんですよ。死因がはっきりしないのに、処分なんてできるんですか、そもそも。

私、今回、そういういふはこの件で法務省の関係者はどれだけ処分されたのかというふうになつてみたら、何と法務省の公式ホームページには載っていないんですよ。ニュースサイトで調べて初めて分かつたんですよ。名古屋入管の佐野局長と当時の渡辺伸一次長が訓告、これは懲戒処分

じゃありません、人事上の処分です。処遇部門の幹部二人が嚴重注意、これも人事上の処分です。いいですか。そもそも死因が分からないのに、こんな処分ができるのはなぜですか。処分の理由は何なのか、説明してください。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

名古屋出入国在留管理局におきましては、局長等が、被收容者の体調等を的確に把握し、医療対応について検討、指示することができる体制を整備しておらず、診療の必要性を部下職員に判断させる運用を行わせるなど、処遇業務を行う上での体制の整備や運用に問題があつたと認められたところでございます。

そのため、今委員御指摘のとおり、当時の名古屋出入国在留管理局の幹部職員につきまして、局長及び次長を訓告処分とし、警備監理官及び処遇部門担当の首席入国警備官を嚴重注意処分としたところでございます。

○階委員 いや、結局、死因が分からないのに適正な処分なんかできるはずがないんですよ。まず死因を確定する、そのためには、隠蔽工作があつたかどうかわかるのかも含めて再調査する、本来の意味の第三者を入れて再調査することを求め、今日の質問は終わります。

ありがとうございます。